

平成22年第11回教育委員会 定例会会議録

平成22年11月5日

東久留米市教育委員会

平成22年第11回教育委員会定例会

平成22年11月5日午前10時00分開会

本庁舎6階 602会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
 - (3) 東久留米市教育振興基金条例(案)について
 - (4) 平成22年度東久留米市一般会計(教育費)12月補正予算(案)について
 - (5) 東久留米市スポーツセンター指定管理者の指定の依頼について
 - (6) その他
 - (7) 諸報告
 - ③平成23年度指導室事業(案)について
 - ④第一小学校、第九小学校給食調理業務委託の進捗状況について
 - ⑤その他
 - 東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会の設置について
 - 平成22年度東久留米市事務事業見直しのための仕分けについて
 - 平成23年度東久留米市教育委員会教育目標及び基本方針について
 - 生涯学習センターの掲示物にかかる審査請求について

出席委員(5名)

委員 長 榎 本 隆 司	第一職務代理 井 上 敏 博
第二職務代理 矢 部 晶 代	委 員 松 本 誠 一
教 育 長 永 田 昇	

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長 鹿 島 宗 男	総 務 課 長 下 川 尚 孝
指 導 室 長 片 柳 博 文	生涯学習課長 田 中 潤
学校適正化等 担 当 課 長 桑 原 茂	学 務 課 長 稻 葉 勝 之
図 書 館 長 高 梨 顕 彦	統括指導主事 末 永 寿 宣
指 導 主 事 工 藤 和 志	指 導 主 事 間 嶋 健
教 育 部 主 幹 山 下 一 美	財 務 部 長 沢 西 晋 之
財 政 課 長 森 田 好 保	

事務局職員出席者

庶 務 係 長 鳥 越 富 貴	庶 務 係 岡 崎 毅
-----------------	-------------

◎開会及び開議の宣告

○委員長 これより平成22年第11回教育委員会定例会を開会する。本日は全員出席であり、会議は成立している。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めている。なお、本日は議案第42号の説明のために、財務部長と財政課長においていただいている。

(午前 10時00分)

◎会議録署名委員の指名

○委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の署名委員は2番松本委員にお願いする。

◎公開しない会議の宣告

○委員長 本日の諸報告①および②は人事案件のため、東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定により公開しないことをお諮りする。公開しない会議とすることに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、よって公開しない会議とする。

諸報告①の報告の際は教育部長、指導室長、総務課長以外は席をお外しいただきたい。

◎傍聴の許可

○委員長 本日、傍聴者はおいでになるか。

○総務課長 おいでにならない。

○委員長 おいでになった場合はそのときに認めることとする。

(公開しない会議を開催)

(公開しない会議を閉じる)

(財務部長・財政課長入室)

◎第42号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長 財務部長と財政課長におかれてはご多忙のところおいでいただき、御礼申し上げます。日程第3、「議案第42号 東久留米市教育振興基金条例(案)について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。

○教育長 「議案第42号 東久留米市教育振興基金条例(案)について」、上記議案を提出する。平成22年11月5日提出、東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためである。なお、本件については財務部長および財政課長に補足説明をお願いしたい。

○財務部長 本議案については、第3回市議会に同様の名称の基金条例(案)を提出したが、

議会から第6条の処分規定の記述であった「学校教育の振興を図るため」の具体的な内容が分かりにくいという指摘を受け、最終的には同議案を取り下げた。再度、お手元に配布した「東久留米市教育振興基金条例（案）」という形で整備し、12月の第4回市議会定例会に再提出するものである。なお、変更の概要であるが、第1条の設置目的は、従前は「東久留米市の学校教育の振興を図るため」であったが、「東久留米市の学校教育施設等の整備を推進し、もって学校教育の振興を図るため」に変更している。第6条の処分規定については、従前では「基金は、学校教育の振興を図るため必要と認める場合に限り」としていたが、「基金は、学校教育施設及び教育用備品の整備を図るため必要と認める場合に限り、その全部又は一部を処分することができる」と変更している。この処分規定の改正に当たっては、教育委員会から学校教育施設の整備、具体的には校舎等の大規模改造あるいは耐震補強、今課題となっている空調機の設置などを視野に入れたいという要望があったこと、また、教育用備品の整備については昨年度整備した教育用パソコンや電子黒板の今後の買い替え等を考慮すべきであること、さらに特別教育活動で行っているクラブ活動の備品購入の財源確保を行うべきであること等の要望を受け、その事項を含めたものとなっている。

○委員長 何か伺うことはあるか。

○委員 事務局との調整の上、教育用備品などについても考慮してもらったということで、使途がより具体的に明示されることは運用上は都合がいいかもしれないが、教育委員の立場とすると、縛りがかったような印象を受ける。「学校教育の振興を図るため」ならばソフト部分の充実にも投入していきたいと思うが、そういうことに使えない基金になるのは非常に残念である。

○委員 第6条の「必要と認める場合に限り認める」の主体について確認したい。

○財務部長 教育振興基金を充てる場合は、教育委員会から財務部に予算要求という形で要請がある。それについて市長が最終的な基金の活用について判断し、予算書として議会に提案され、議会の最終的な予算審査の中の一事項になる。

○教育長 最終的には議会が予算を議決するが、その前の段階で教育委員会が予算要求をする。予算が一定程度ついたときに財務部が財源充当を行うが、施設整備の場合には国の補助金や都の補助金がつき、地方債がつく。市の一般財源があるが、一般財源で税を投入するか、あるいはそこに基金を充当するかについては財務部が最終レベルで判断するが、そのときに市長と協議しながら「ここは教育振興基金を充当する」ということになれば議会に提案するが、最終的にはその提案を議会が承認するかどうかになる。

○委員長 この後、私どもで意見交換をし、意見が出たら改めてお伝えしたい。ここで財務部長と財政課長にご退席いただく。ご多忙のところおいでいただき、御礼申し上げます。

(財務部長・財政課長退席)

○委員長 改めて質疑に入る。先ほど委員が質問されたことについては、財務部長の説明の中では、「幅広くソフト面について含む」という意味のことを言われたが…。

○委員 「備品に関しては範囲を広げられる」ということか。

○教育長 そうである。ブラスバンド部で言うと、金管楽器がかなり不足しているのでそこには充当しても良いということである。財務部長は、「条例上、学校の教育施設、例えばクーラー等の施設整備、教育用の備品、さらに指導要領に基づいたもの、給食用の大型備品等にもなりお金がかかるので、そういったところに使える」と説明している。ソフト面に使えな

い基金ではあるが、基金を充当することによって一般財源がソフト面に広がる可能性はある。

- 委員長 遠征費は該当しないのか。
- 教育長 そうである。他の部分から充当することになる。
- 教育部長 「そこにお金を使わなければ別のところに使える」ということである。
- 教育長 予算編成の際の手法の問題だと思う。
- 委員 「この基金が充当されるから教育予算を少し減額しよう」なんていうことにならないことを祈る。
- 教育長 現在、来年度の予算編成に入っているが、一般財源ベースで15億円不足している。なるべく教育委員会に影響が少ない予算編成を行いたいとは思っているが、何らかの影響は受けざるをえないだろう。
- 委員長 厳しい財政状況の中で、前々から話題にもしているように、こういう基金づくりに向けてはいろいろご審議いただき、ご配慮いただいていることはわれわれとしても十分了とすところである。

これで質疑を終了し、討論に入る。討論なしと認め採決に入る。「議案第42号 東久留米市教育振興基金条例（案）について」を採決する。本案を可決することに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、よって議案第42号は承認することに決した。

◎第43号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 委員長 日程第4、「議案第43号 平成22年度東久留米市一般会計（教育費）12月補正予算（案）について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。
- 教育長 「議案第43号 平成22年度東久留米市一般会計（教育費）12月補正予算（案）について」、上記議案を提出する。平成22年11月5日提出、東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためである。詳細については各担当課長から説明する。
- 総務課長 「平成22年度12月補正予算要求シート」をご覧いただきたい。総務課が所管であるが、事業名は「小学校施設各種点検委託料」である。内容は冷暖房機の保守点検の委託、空気清浄機保守点検委託、建築物・建築設備調査委託、消防設備保守点検委託等の契約差金が生じたため、合計で567万6,000円の減額補正を行うものである。次のページも同様の内容で、中学校施設の各種点検委託料である。303万1,000円の減額補正を行うものである。次のページは、デジタル放送受信状況調査等委託である。来年7月から地上デジタル放送が開始されるが、中央中学校に起因する電波障害の影響範囲を確認するため、7地点あるデジタル放送受信点の調査を行うものである。中央中学校については建設当時に同校を起因として、アナログテレビでの電波障害が発生していた。これに対してアンテナを設置し、影響のある世帯への対応を図っていた。今回は電波障害受信者23棟の調査をするもので、事業費は30万円である。
- 学務課長 学務課の所管であるが、中学校の就学奨励費について説明する。平成22年度の中学校の修学奨励費については、20年度と21年度の当初予算の見込みを参考に予算を組んでいたが、新1年生の人数が見込みを上回ったため補正を行うものである。21年度認定

者数の2人から8人に増えたことに伴い、新入学学用品等から該当する費目が増えたため58万3,000円の補正を行う。次のページは就学援助費であるが、同様に20年度と21年度の実績から22年度予算を組んでいたが、昨今の景気に伴い認定基準に相当する件数が36名の増で約8%増となった。中学校1年生および3年生の生徒数が多いことに伴い、新入学の学用品、修学旅行費、援助費などの予定額が上回ることを確実にしたため補正するものである。前年の20年度から21年度では23%増であったが、これについては流用で対応している。

○指導室長 続いて、指導室が所管であるが、事業名は「スクールソーシャルワーカー活用事業」である。国からの歳入が増額したことにより、増額補正の予算を計上する。額は50万4,000円である。

○生涯学習課長 続いて、生涯学習課が所管となるが、中央中学校同様に、地上デジタル放送の開始に伴い、スポーツセンターに起因する電波障害の影響の範囲を確認するため、放送受信点の調査を行うものである。予算は110万円である。受信点の調査は23地点、影響世帯については建設時に209世帯を調査している。今後も引き続き、デジタル放送を安定して受信できるよう利用者への告知、案内等を行うことになっている。

○委員長 何か何うことはあるか。

○委員 中央中学校とスポーツセンターが対象になっているが、庁舎やほかの学校などは対象ではないのか。

○教育部長 中央中学校とスポーツセンターのみである。

○教育長 ほかの施設はどうか。

○教育部長 ほかには市役所の庁舎があるが、既に調査は終わっている。

○教育長 デジタル放送になると電波障害はかなり解消されるらしいが、影響を受ける所は必ず出てくると聞いている。今回の調査は、影響があるところに対して、「影響が出るから各世帯で対応を取ってください」とお願いするためではないのか。

○教育部長 そうである。

○委員長 影響の原因が市の施設にあるということに間違いはないのか。

○教育部長 原因が調査によって確定されれば、その建物だということになる。ただし、デジタルになればかなり解消されると聞いている。

○教育長 この庁舎でもデジタル放送になった時に、少ないが影響を受けるところがあると聞いている。

○教育長 そのお宅については委託業者が回って、デジタル放送になった時に、「この庁舎の影響により電波障害がありますから、来年の7月まで各世帯で対応を取ってください」とお知らせするまでが市の責任である。

○委員長 対応するには費用がかかるのか。

○教育長 そうである。

○教育部長 衛星放送を受信するときのようにパラボラアンテナを設置するとか、ケーブルテレビに加入することになるだろう。

○教育長 庁舎が建った時点ではケーブルを引いていなかった家庭もかなりあったので影響があったようであるが、件数自体は少なくなってきたと思う。

○委員長 これで質疑を終了し、討論に入る。討論なしと認め、採決に入る。「議案第43号

平成22年度東久留米市一般会計（教育費）12月補正予算（案）について」を採決する。本案を可決することに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、よって議案第43号は承認することに決した。

◎第44号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 委員長 日程第5、「議案第44号 東久留米市スポーツセンター指定管理者の指定の依頼について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。
- 教育長 「議案第44号 東久留米市スポーツセンター指定管理者の指定の依頼について」、上記議案を提出する。平成22年11月5日提出、東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、平成22年第4回市議会定例会付議案件として提出予定の東久留米市スポーツセンター指定管理者の指定を市長に依頼する必要があるためである。詳細は生涯学習課長から説明する。
- 生涯学習課長 東久留米市スポーツセンターについては「東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例」第2条に基づき、指定管理者の公募を行った。応募者は2団体あったが、審査した結果、指定管理者の候補としては東京ドームグループを選定した。指定管理者の名称、所在地、団体の構成は資料のとおりである。指定管理の期間は平成23年4月1日から5年間である。資料の「選定経過および選定結果」をご覧いただきたい。8月18日以降を説明すると、8月18日には選定委員会を開催し、一次審査の書面審査の審査方法の説明を行っている。8月27日の選定委員会では一次審査の集計結果の報告を行った。10月12日には二次審査の選定委員会を開催し、2者の応募事業者がプレゼンテーションを行った。10月15日には二次審査の採点集計結果を踏まえて、総合的な審査が行われた。第1順位は東京ドームグループである。一次審査の評価項目は平等・公平な使用の確保、サービスの向上、経費の節減、市民へのサービスの安定的な供給などである。団体審査として、経営状況等の審査を行っている。二次審査のプレゼンテーションでは発表の方法、事務局から出されている課題に関する答え、対応方法、熱意や意欲、責任感などが評価項目として挙げられている。一次と二次審査を合わせ4名の委員が採点しており、合計1,000点満点で採点を行っている。指定管理者の指定を行う場合については地方自治法第244条の2で、あらかじめ議会の議決を得ることになっているため、第4回市議会定例会で議決された後に東京ドームグループを優先交渉権者として協議を行っていく予定である。
- 委員長 何か伺うことはあるか。
- 委員 選定委員会のメンバー構成について、再度確認したい。
- 生涯学習課長 メンバーは4名で企画経営室長、行政管理担当部長、財務部長、教育部長である。
- 教育長 スポーツセンター以外の施設も指定管理者の切り替え時になっている。その場合に選定委員は変わるのか。
- 生涯学習課長 今回はコミュニティセンター等の他の施設でも、指定管理者の再度の選定が行われている。選定委員の中で変わるのは、所管部長が入ることである。企画経営室長、行政管理担当部長、財務部長の3名は原則として変わらず、そのほかに所管部長が出ることになっている。

- 委員 それでは、今回選定委員として出席された教育部長の所感があれば伺いたい。
 - 教育部長 選定委員会の内容を外部に話すことはできないが、きちんと調べて選定したことはお伝えしておきたい。
 - 委員長 これで質疑を終了し、討論に入る。討論なしと認め、採決に入る。「議案第44号 東久留米市スポーツセンター指定管理者の指定の依頼について」を採決する。本案を可決することに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、議案第44号は承認することに決した。
-

◎その他

- 委員長 日程第6、その他について。事務局から何かあるか。
 - 総務課長 ない。
 - 委員長 ないようなので、次に進む。
-

◎諸報告

- 委員長 日程第7、人事案件以外の諸報告に入る。「③平成23年度指導室事業（案）について」から、順次報告願う。
- 指導室長 指導室の次年度事業は信頼される教育の確立と確かな学力の育成を目指して、教員の指導力の向上、開かれた学校づくりの推進、学力向上を図るための調査の充実を内容として改善を図る計画となっている。資料の「平成23年度の東久留米市教育委員会指導室関係事業日程（第1版）A表」をご覧ください。例えば4月8日はALT連絡協議会を新設し、中学校における英語教育の充実を目指す。同じく4月12日には市学力調査を行い、対象を拡大することによって調査内容の充実を図る予定である。5月18日には授業改善研究会の全体会が予定されているが、これについては4～5回の研究会を設け、特別支援教育部会の新設並びに運営方法の変更によってその内容の充実を図る予定である。11月5日には例年どおり学校一斉公開日を設け、授業公開を中心とした充実を図る予定である。このほかこの表にはないが、学校図書館教育の充実に関することについて調査研究を実施する予定である。事業の一覧については、「指導室関係事業日程B表」をご覧ください。今後示される東京都の事業並びに校長会の事業とも調整し、1月には確定する予定である。
- 委員長 教育委員には学期初めの校長会に出席いただいているが、この授業改善研究会についても、その実態を教育委員が知る必要があるのではないかと前々から思っている。教育委員の負担の問題もあるので、何でもかんでも出席をとということではない。各所管が責任をもって事業を進めており、大事なポイントは折々に報告いただいているので、そこまで教育委員が顔を出す必要があるのかとも思うが…。
- 指導室長 各委員のご都合もあると思うが、実際に目で見ていただき、様子を聞きたいというご要望があれば、指導室としては大歓迎であり、そのような機会の設定については前向きに対応していきたいと思っている。
- 委員長 室長が大歓迎と言われたので、皆さんの腹づもりいかんでは、そういう場にまた伺うことになるかもしれない。ただし、教育委員の活動時間は私の任期の始まりごろからする

とかなり増えている。良いとか悪いとかではない。必要ならばもっと増えてもやらなければならないことだと思う。改善研究会などについてもまさにそうなので、これまた委員と話し合い、考えさせていただきたい。

○委員 4月12日に行われる、市の学力調査の対象が拡大されることについて伺いたい。中学3年生が入っているが、その1週間後には全国の抽出希望である調査が行われる。日程的には問題はないのか。

○指導室長 対象は小学校の5年生と中学校の3年生である。日程は既に校長会等に案を示しており、特段、日程についての疑義は上がっていないので問題はないと判断している。

○委員長 委員がかかわっている大江戸ダンスはどこにも出てこないが、この活動については指導室も知っているのか。

○指導室長 存じている。ほかにも学校の教育課程にかかわる活動として、さまざまな事業が行われていることは指導室でも承知している。しかし、直接の所管ではないため、指導室から指導・助言ということでかかわらせていただくことはないのが現状である。

○委員長 大江戸ダンスはどういう仕組みの中で行われているのか。

○委員 東京都との共同の活動で、参加している都内の学校はたくさんある。市内では4団体がかかわっている。ある学校では、学校のクラブ活動の延長として行っている。私がかかわっているところはPTAの活動として自主的に活動している。もう一つは、地域の青少協を中心として地域の放課後の子どもたちの活動支援と健全育成という観点で活動している。さまざまな切り口から取り組んでいる学校があるということになる。

○委員長 責任の主体はPTAになるのか。

○委員 私がかかわっている団体についてはPTAである。

○委員長 PTAの場合は、学校長が当然のことながら「うちのPTAはこういう動きをしている」ことをご存じなのか。

○委員 もちろんそうである。PTAは副校長が副会長として、委員の一人として参加されており、学校と連絡を取りながら進めている。

○委員長 事故が起こったらどうするのか。

○委員 PTA保険と、生涯学習課の所管であるボランティア保険に入っている。市の行事もそうであるが、子どもたちが元気に活動する姿を見ていただく機会を持つことがとても大事だと思う。そういう機会により子どもたちも達成感を味わえ、市民にも学校が非常に安定していて、子どもたちが充実した活動ができている姿を見ていただけたらと思う。

○委員長 東京都はいろいろなことやっているが、その中でも良い仕事だと思う。この件については以上にとどめる。次の報告を求める。

○学務課長 第一小学校と第九小学校の給食調理業務委託の進捗状況について報告する。一次審査を通過した上位5社による二次審査のプレゼンテーションを、11月3日に開催した。一事業者当たり35分間の時間配分で、初めに選定委員会の審査ヒアリングに20分間、二次審査の課題として提示した市の学校給食・配置する人材・費用について、各業者が用意した資料をもとに説明の後、15分間の質疑応答を行った。その後会場を移し、保護者を対象とした一般向けのプレゼンテーションを20分間実施している。参加された保護者は1名である。この結果を受けて学校ごとに集計を行い、来週開催される選定委員会において評価の高い業者を候補業者として決定していく。評価は学校ごとに集計するので、それぞれ学校に

とって最良の業者を選定した結果、候補業者が同一になることも、また異なることもあり得る。候補業者決定後は相手方から正規の見積もりを徴取し、その見積額が予算の範囲内であれば契約締結へと進めていく。また、二次審査では保護者に公開するため、審査とは別に業者公開プレゼンテーションも実施した。こちらも1名の参加であった。

○委員長 この件は以上にとどめ、次の報告を求める。

○図書館長 東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会の設置について報告する。資料の「東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会設置要綱」をご覧いただきたい。設置目的は、「市民と共に歩む図書館をめざして」という報告書に書いてあることを実現するために、図書館が果たすべき生涯学習の中核施設としての役割に加え、市の歴史と文化を後世に伝えるための資料収集、保存の役割を挙げ、市の歴史的な公文書館的な意味合いを持たせた機能を追加していくための検討をしていきたいと考えている。次のページをご覧いただきたい。検討内容には「図書館の運営方針の見直しについて」ということで、幾つか挙げている。一つは「効率的な運営について」で、短期的な課題としては地区館の運営方法の見直しによって経費の節減を図ること。長期的な対応としては正規職員の司書職の全員退職が5～6年先のことであるので、その後の運営についても見据えた形で検討していただくことである。二つ目は、図書館本来の業務についての検討である。特に、公文書館的な機能についての検討をしていただきたいと思っている。三つ目は市民サービスの拡充についてである。高齢化が進んでいる社会に対してのサービスの充実と情報化に対応した環境の整備、さらに兼ねてから要望の多い「時間の延長」についてである。時間の延長については、内部努力によってなるべく早い時期に実施したいと考えている。そのほか、以前から言われている行財政改革の中に入っているアウトソーシングについての検討もあるので、その検討結果についても併せて報告したい。次のページをご覧いただきたい。現在、図書館の抱えている課題としては、社会の変化に対応する図書館サービスを充実することがある。大きな問題としては「効率的な図書館の運営」について検討していただきたい。「社会の変化に対応する図書館サービスの充実」については、3点挙げている。「まちの情報拠点をめざすこと」。これは公文書館とか博物館、図書館。図書館の世界では「LMA」と言っているが、図書館のLibrary、博物館のMuseum、公文書館のArchivesの頭文字を取っている。こういう機能をこれからの図書館は持つ必要があるのではないかとということで、検討をお願いしたい。2番目に「滞在型図書館をめざす」ということで、図書館に滞在しながらいろいろな情報を収集し、市民の書齋としての機能を備えることが必要だろうということも併せて検討していただきたいと思っている。その中で、図書館の施設の使い方についての見直しを進めることも含まれている。障害者サービスも挙げているが、これは障害者だけではなくて、図書館に足を運ぶには利用しにくい方々が大勢おいでになるので、そういう方々に対してのサービスについてもこれからの図書館は力を入れていく必要があるだろうということで検討いただきたい。また、効率的な図書館の運営については経費の節減も大きな命題であり、検討していただきたい。図書館の専門的な職員の配置については司書職で採用されている職員が5、6年で退職を迎えるため、その後の図書館の運営をにらんで人員配置を検討していただきたい。地区館の運営方法については、今は中央図書館が一つと三つの地区館で運営しているが、そこには正規職員と嘱託職員、臨時職員とが働いている。地区館から正規職員を中央図書館に移して中央図書館の機能を充実させ、地区館においては専門的な知識を持っている嘱託の図書館専

門員を中心に運営していただいて経費の節減を図っていくことを検討していきたい。なお、検討期間は22年度から23年度までとし、「時間の延長」や「図書館の運営の見直し」についてはなるべく早い段階で中間報告を出したいと思っている。そのほか、長期的なものとしては例えば10年先、20年先を見据えた形で、東久留米の図書館の運営について検討していただきたいと思っている。

○委員長 公文書保存の機能については現在十分でないならば、これはきちんとした形でお願いしたい。公文書は、どこでどのように管理されているのか。

○教育部長 公文書を取り扱う所管は企画経営室総務課である。教育委員会の文書も一括して地下の倉庫に入れ、各文書の永年保存に合わせて文書の管理を行っている。

○委員長 保管してある部屋の空調設備はどうなっているのか。

○教育部長 文書は空調管理がきちんと行われている地下倉庫に保管されている。5年・3年等の保管期限がある文書については期限後に廃棄処分になるため、それ以降はその文書は存在しないということになる。

○委員長 保管するには限りがあるので、どこでも文書保存規程はあると思う。しかし、無理とは思いつつ、5年で文書がなくなってしまうと思うと心配する気持ちもある。

○教育部長 公文書の管理については国も新たな法律をつくっている。「公文書の中でも歴史的な資料として必要なものを保存していくように」という話もあるので、今回図書館の運営方法の見直しをするに当たり、そこも検討課題の一つとして挙げ、図書館の運営方法のあり方を検討していきたいと考えている。

○委員長 地下には車庫しかないと思っていたが、文書を保管している倉庫はどこにあるのか。

○教育部長 西側の下が倉庫になっている。

○委員長 スペースとしてはたかだか知れている。

○教育部長 すべてを保存しておくことはできない。ほとんどの文書が5年で、永年保存の文書はかなり重要な文書となっている。そこで、今回、教育委員会が提案させていただくのは「歴史的な資料の保存」についてである。例えば、教育委員会にとって小学校給食の調理業務委託等は今に始まったことではなく、昭和63年には市の大きな問題として始まっている。親子給食からの流れから今回の給食委託につながっているが、既に古い文書はない。しかし、教育委員会として進めていることは、「かつてのそういう流れがあった上で今がある」ことを、公文書により記録されていなければならないと考えている。閉校についても、滝山小学校、第八小学校が閉校し、ここで第四小学校が閉校となる。また、幼稚園が4園閉園になっている。こういう流れが分かる沿革史をそろえておく必要があると思っている。

○委員長 ぜひお願いしたい。今のことと図書館が考えている公文書関係の保管はどういう関係にあるのか。

○図書館長 日野市の例であるが、公文書の規程に「歴史的なものは図書館に送りなさい」とある。この場合、図書館だけではなく関連の職員も立ち会い、これは必要だと判断されたものを永年保存にするという仕組みになっている。本市の図書館でもそういうかわり方をしていけたらいいと考えているので、今回のこの検討の中に入れていく。

○委員長 公開規程もいろいろあるだろうが、今後はどんどん公開していく必要が出てくるだろう。その場合、元の資料をその都度公開したらぼろぼろになってしまうので、データとして保存していくようになると思う。

- 図書館長** 「LMA」の後のアーカイブスの中に、いろいろな資料を電子化した状態で保存するという事も考えている。
- 委員長** それは人も金もかなりかかるだろう。
- 教育長** 図書館が公文書の保管をすることはできない。公文書の管理を行うのは、基本的には文書管理の企画経営室である。図書館が担う役割の中で、「歴史的に重要な文書の保管」とあるが、「何が歴史的に重要になってくるのか」という判断が難しい。給食問題を例にすると、学校との関係や教育委員会と保護者の関係などは教育委員会で一定程度把握はできるが、昭和60年当時にあった反対運動などについての記録の保存については、別な所管が別な文書で保存している。組合対応についても、不当労働行為の事件については当時の総務部が所管している。歴史的な経過の記録の保管は、現在、ばらばらになっている。関連したものを一つにして歴史をまとめていくのは、本来はその時でなければできないと思う。遡ってまとめることは技術的にも大変な作業である。
- 委員長** 期限が過ぎて既に処分されたことを考えると、まとめ上げていくのは至難の業だとは思いますが、それだけに相当な覚悟あるいは態勢で可能な限りの努力をしないと、中途半端な整理をしても意味がないと思う。間がぼんぼん欠けているような資料を幾ら並べても意味がない。
- 教育長** いわゆる「公文書」というものの考え方については、公文書の保管の基本的な役割をもつ企画経営室と、図書館が必要とする公文書というのは若干違う。
- 委員長** そうだと思う。十分に分担を考える中で、同時に一つ公開の機能を果たさないと困るのでよろしくお願ひしたい。
- 2枚目の「目的」の1行目で「貸出」とあるが、これは図書館用語として「たいしゅつ」と読むのか、「かしだし」と読むのか。
- 図書館長** 図書館では「かしだし」と言っている。図書館では送り仮名なしの「貸出」という表現である。
- 委員長** 図書館としての使い方もあるだろうが、今回の国の改正で常用漢字が増えている。国が定めたことについてはそれにならうことになるが、特に、図書館が出す文書についてはご配慮いただきたい。
- 教育長** 「目的」の2ページ目に、「3 図書館サービスの現状と課題」の③で「障がい者サービス」とある。「害」は平仮名を使っているが、その次の書き出しのところでは「高齢化が進行し、視覚障害者ばかりでなく」と漢字になっている。何か意味があると思うので、調べておいてもらいたい。
- 図書館長** 了解した。
- 委員長** 23年度中に最終案をまとめるということなので、検討経過等についてはその都度伺いたい。人件費を1億円も節約しているのは大変なことだと思うが、非常勤の専門員は司書の資格があるのか。
- 図書館長** 現在、図書館で採用している嘱託の図書館専門員はすべて有資格者である。普通の司書であつたり司書教諭であつたりさまざまである。
- 委員長** この件は以上にとどめる。続いての報告を求める。
- 教育部長** 「平成22年度東久留米市事務事業見直しのための仕分け」をご覧いただきたい。10月17日の日曜日の午前9時半から午後5時まで、市役所で事務事業の仕分けが行われ

た。2ページの「市民会議の委員の名簿」をご覧いただきたい。市が公募した市民10名による委員で構成されている。この委員が仕区分分に従い、仕分けされている。結果であるが、教育委員会にかかわっては「A-9 小学校給食事業」、「A-10 教育センター維持管理事業」「B-4 スポーツセンター管理運営事業」、「B-5 図書館資料・情報提供事業」の四つが仕分けの対象になっている。小学校給食については「見直す必要あり」が4名、「現行どおり」が1名である。「教育センターの維持管理事業」については「不要」の方が3名、「見直す必要あり」が1名、「現行どおり」が1名である。「B-4 スポーツセンターの管理運営事業」については「民間に委託すべきである」が1名、「見直す必要あり」が2名、「現行どおり」が2名である。「B-5 図書館資料・情報収集の提供」については「見直す必要あり」が5名という結果になった。

○**教育長** この報告では「なぜ見直すのか」「どこを見直すのか」が全く分からないと思うが、この会議には私も教育部長も出席していないため、結果の報告だけにとどめさせていただく。後ほど、事業仕分けのやり取りの中身が出てきた時に、改めて報告したい。

○**委員長** 事業仕分けというものは、だんだんオーソライズされた形で絞られていくと思う。

○**教育長** そうだと思う。この事業仕分けは市長の公約により始めたもので、施政方針でも述べている。

○**委員長** 公募の10人の方たちは全部ここに上がっている仕事について知悉しているのか。自由に発言されることは結構であるが、最終的には受け止める側が見識を持つ必要がある。教育委員会も市民の発言は何でも聞く耳をもっているが、聞けないことは聞けないという見識を持つことは当たり前のことである。「事業仕分け」は、良い意味で、市民みんなで仕事をするのである。官僚ぶりはいけないし、われわれも偉そうな顔をするつもりはちっともないが、「言われていることは変だ」という場合は懇切に指導もお願いせねばならないと思っている。

○**委員** 委員長に同感である。例えば、教育センターの結果を見ると3名が「不要」と判定されている。教育センターの事業はこれまで教育委員会で進めてきて、議会でも承認されてきたことである。また、教育基本法の第9条がこの前改正になり、むしろ教員の使命に基づいて養成と研修を充実させていくべきだと、新しい方向性が出ているのに、ばっさりと不要だとすることについてはきちんと反論していかなければいけないと思っている。

○**教育長** 「教育センターが不要だ」とする論に至るところの、なぜ不要かについてはよく分からなかった。給食についても同じ方が判断されていたが、その際に、給食が学校給食法にのっとって実施されていることなどはご存じなかった。

○**委員長** 「教育センター」は各地にあり、いろいろな形で事業を行っている。現在はそういうものをより充実していく方向にさえあり、本市なんぞはほんのはしりにいるくらいだと思っている。私も研修に呼ばれて教員に話をさせていただいたり、討論に加わったりしているが、まだまだだと思っているので、軽々に不要と言われては困る。この件は以上にとどめる。続いての報告を求める。

○**総務課長** 資料の「平成23年度東久留米市教育委員会教育目標及び基本方針」の策定にかかる資料をご覧いただきたい。昨年同様に内容をご確認の上、修正・加筆等があれば11月18日までに事務局までご提出いただきたい。本格的に協議いただくのは第12回定例会からとし、何回かの協議をいただき、2月の定例会には議案として提出していきたい。

○委員長 これは点検評価報告書など全てにつながっていく。例年ご苦労いただいているものであるが、われわれが課題として対応してきているものとの関連なども十分お考えいただきながら、ご検討いただきたい。

この件は以上にとどめ、続いての報告を求める。

○委員 先月の定例会で、「市議会NOW」の件で生涯学習センターに審査請求が出たということであるが、その後の状況はどうなっているのか。

○生涯学習課長 今後の対応については、企画経営室総務課の法規担当や市の法律相談に相談しながら進めている。来年の第1回市議会定例会に諮問していくことで、11月から12月にかけて、処分庁の指定管理者が弁明書を作成するかどうか、先方からそれに対する口頭意見陳述等を行うかどうかについて検討して進めていくことになっている。当初、第4回市議会定例会に諮問する予定だったが、請求人との日程調整がつかず、同市議会定例会までに採決内容等を調整してまとめるのが難しい状況であるため、第4回市議会定例会に諮問することになった。

○教育部長 請求人の口頭陳述があり、請求人が今回の審査請求について、口頭で説明したいという申し出があった。その日程調整は相手方の都合によりできていない。11月中は相手側の都合により会えないとのことなので、12月に口頭陳述を受け、それと同時に処分庁が出した通知に対しての弁明書に説明文を付け加え、相手側とやり取りした上で、最終的に市が審査庁として採決する。

○教育長 「処分庁」とは何か。

○教育部長 「処分庁」とは生涯学習センター長である。市側の「審査庁」はそれらを全部ひくくめた上で裁決を下す。そういう手続きがあるが、相手方の都合もあり12月には間に合わないと判断した。これは地方自治法の規定により、市議会に審査請求に出た裁決については諮らなければならないことになっており、現在、来年の第1回市議会定例会ということで相手方との調整を進めている。

○委員 市議会で「この掲示物は掲示してもいい」ということになればどうなるのか。

○教育部長 市議会に対しては報告するだけで、決めるのはあくまでも審査請求を受けている審査庁である市が決めることである。さらに、そこで不服があった場合には、東京都へ申し立てをすることになる。

◎閉会の宣告

○委員長 これをもって、平成22年第11回教育委員会定例会を閉会する。

(午前11時41分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年11月5日

委員長

署名委員